

障害者地域生活支援センターせいふう 指定共生型通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団（以下「事業者」という。）が設置する障害者地域生活支援センターせいふう（以下「事業所」という。）において実施する指定共生型通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共生型通所介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共生型通所介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定共生型通所介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、指定居宅介護支援事業所その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定共生型通所介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者地域生活支援センターせいふう
- (2) 所在地 島根県大田市大田町吉永 1453-24

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、指定共生型通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共生型通所介護の実施に関し、事業所の職員に対し必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名（常勤職員）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共生型通所介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共生型通所介護の目標及びその達成時期、指定共生型通所介護を提供する上での留意事項等を記載した通所介護計画の原案を作成すること。
- (ウ) 通所介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ) 通所介護計画作成後、通所介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、通所介護計画の見直しを行い、必要に応じて通所介護計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 看護職員 常勤職員 1名、非常勤職員 2名

看護職員は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 生活支援員（介護職員） 常勤職員 4名、非常勤職員 1名

生活支援員（介護職員）は、利用者に対して必要な日常生活上の支援を行う。

(5) 運転手 非常勤職員 1名

運転手は、利用者の送迎に係る運転業務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで及び国民の祝日のうち管理者が別に定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時45分から午後4時までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

(指定共生型通所介護の内容)

第7条 事業所で行う指定共生型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 創作的活動
- (6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (7) 生活相談
- (8) 健康管理
- (9) 訪問支援
- (10) 送迎サービス
- (11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (12) (2) から (10) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 管理者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、利用者又はその家族等から利用料の一部として当該サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から事業所に支払われる共生型通所介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する利用料のほか、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- 3 管理者は、前2項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族等にあらかじめ説明し、文書により同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大田市の全域とする。

(衛生管理)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 事業所を利用中に外出する場合は、事前に事業所に届け出ること。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深めること。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 現に指定共生型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定共生型通所介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定共生型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 管理者は、事故の発生又はその再発を防止するため、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第 15 条 利用者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領（平成 21 年 6 月 15 日要領第 4 号）の定めるところによる。

- 2 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止及び身体拘束廃止のための措置）

第 17 条 管理者は、利用者に対する虐待を防止し、及び身体拘束を廃止するため、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置）

第 18 条 管理者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するため、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。

（秘密保持等）

第 19 条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、事業所が保有する利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年 5 月 25 日規程第 1 号）に基づき、適切に管理するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 3 回程度
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定共生型通所介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指

定共生型通所介護を提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 事業所は、指定共生型通所介護の利用について市町村及び相談支援事業又は居宅介護支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (利用者が負担する費用)

創作的活動に係る材料費	1 月につき 500 円
日用品費	実費
食事の提供に係る費用	1 食につき 605 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費